

議案第 59 号

海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部改正
について

海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり定める。

令和 3 年 12 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

し尿の処理手数料を見直したいため

海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例（平成5年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第30条中「第29条」を「前条」に改める。

別表第1し尿（定額制）の部に次のように加える。

工事、イベント等の現場において、臨時に便所を設置するとき。	便器1基1回の処理につき3,000円。ただし、便器1基に対し便槽1基の便所で、その便槽の容量が375リットルを超えるときは、375リットルまでごとに3,000円を加算する。
-------------------------------	--

別表第1し尿（従量制）の部定額制による処理手数料の算出が適当でないと市長が認めるとき。の項中「36リットルにつき120円」を「50リットルにつき400円」に改め、同表備考2第1号中「36リットル」を「50リットル」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に行ったし尿の処理に係る処理手数料に適用し、同日前に行ったし尿の処理に係る処理手数料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この条例による改正後の処理手数料の徴収に関し必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。